

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 9,885 事業所

- (ア) 農業、林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業、郵便業
- (ケ) 卸売業、小売業
- (コ) 金融業、保険業
- (サ) 不動産業、物品賃貸業
- (シ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業、飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (ソ) 教育、学習支援業
- (タ) 医療、福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

イ 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,143 事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

ウ 調査実人員

61,108 人（うち初任給関係職種 7,008 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

企 業 規 模 産 業	規 模 計				
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	55	4	15	7	29
製 造 業	148	39	35	24	50
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	146	18	29	26	73
卸 売 業 、 小 売 業	100	13	20	16	51
金 融 業 、 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業	56	21	8	10	17
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	180	45	36	35	64
計	685	140	143	118	284

(注) 1 上記のほか、調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が458事業所あった。
2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	89.0 %	88.7 %	36.7 %	7.2 %	44.8 %	0.3 %	11.0 %
課 長 級	81.1 %	80.9 %	35.2 %	5.0 %	40.7 %	0.2 %	18.9 %

(注) ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 12 表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その 1 転居をした者に対する手当等の支給状況

転居に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転居に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
	94.5 %	79.7 %	
		63.1 %	5.5 %

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その 2 転居をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用 を支給 しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	79.8 %	(7.6 %)	(55.6 %)	(11.9 %)	(20.9 %)	(4.0 %)	
						15.7 回	20.2 %

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、() 内は当該事業所を100とした割合である。

第 13 表 民間における冬季賞与の配分状況

区 分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 員	48.6 %	51.4 %
課 長 級	43.0 %	57.0 %
部長級(非役員)	41.8 %	58.2 %

第 14 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

企 業 規 模 項 目		規 模 計		
			1, 000 人以上	100 人以上 1, 000 人未満
平均所定内給与月額	下半期	451, 372 円	482, 505 円	405, 478 円
	上半期	461, 623 円	492, 926 円	415, 134 円
特 別 給 の 支 給 額	下半期	1, 068, 470 円	1, 181, 642 円	890, 448 円
	上半期	1, 212, 163 円	1, 379, 516 円	961, 620 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下半期	2. 37 月分	2. 45 月分	2. 20 月分
	上半期	2. 63 月分	2. 80 月分	2. 32 月分
	年間計	5. 00 月分	5. 25 月分	4. 52 月分

(注) 下半期とは令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月まで、上半期とは令和 8 年 2 月から 7 月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4. 90 月である。

第 15 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

区 分 職 種		学 歴	企 業 規 模		
			規 模 計	1, 000 人以上	100 人以上 1, 000 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	円 257, 357	円 266, 223	円 251, 912
		短 大 卒	227, 208	* 226, 211	227, 595
		高 校 卒	215, 722	215, 985	215, 467
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	263, 104	280, 936	257, 813
		短 大 卒	241, 047	* 266, 431	236, 133
		高 校 卒	226, 351	* 234, 263	224, 010
新卒事務員・技術者計	{	大 学 卒	259, 188	269, 452	254, 083
		短 大 卒	235, 032	243, 516	232, 734
		高 校 卒	221, 790	222, 962	221, 182

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第 16 表 企業規模別、職種別平均給与額等

公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	54.1	760,796	760,247	549	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	52.7	808,958	789,082	19,876	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	51.8	738,392	709,477	28,915	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	47.9	696,597	656,414	40,183	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	44.2	591,119	509,499	81,620	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	43.4	532,440	448,215	84,225	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	40.9	491,136	417,553	73,583	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	37.6	446,323	375,095	71,228	
工 場 長	55.7	673,234	667,028	6,206	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	53.3	802,993	795,792	7,201	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	52.2	716,446	692,883	23,563	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	48.7	656,723	641,264	15,459	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	47.4	532,291	464,983	67,308	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	42.8	521,824	442,387	79,437	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	40.6	501,394	420,940	80,454	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	34.5	439,104	369,298	69,806	

- (注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第16表において同じ。）。
- 2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第16表において同じ。）。
- 3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第16表において同じ。）。
- 4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第16表において同じ。）。

公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

区分 職 種	平均年齢	平均給与額			備 考
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	54.3	788,534	787,802	732	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長	53.2	858,537	852,336	6,201	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
事 務 部 次 長	52.2	811,855	802,515	9,340	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
事 務 課 長	48.2	731,863	703,835	28,028	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
事 務 課 長 代 理	43.6	616,709	524,095	92,614	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長	43.6	570,635	471,252	99,383	係の長及び係長級専門職（3級）
事 務 主 任	41.8	524,781	444,470	80,311	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
事 務 係 員	38.3	471,815	393,300	78,515	（1級）
工 場 長	53.0	831,391	831,391	0	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長	53.9	847,120	842,407	4,713	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
技 術 部 次 長	52.6	757,869	735,386	22,483	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
技 術 課 長	49.1	689,748	680,153	9,595	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
技 術 課 長 代 理	47.4	544,998	483,636	61,362	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長	43.6	577,936	490,170	87,766	係の長及び係長級専門職（3級）
技 術 主 任	43.7	578,256	478,020	100,236	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
技 術 係 員	35.4	479,547	397,471	82,076	（1級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である（第16表において同じ。）。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

区 分 職 種		平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与			
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		53.3	677,627	677,627	0	構成員50人以上の支店（社）の長（４級）
事 務 部 長		52.0	743,714	705,843	37,871	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（４級）
事 務 部 次 長		51.3	659,097	609,052	50,045	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（４級）
事 務 課 長		47.4	639,625	579,806	59,819	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（３級）
事 務 課 長 代 理		45.6	534,402	477,149	57,253	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下４人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（３級）
事 務 係 長		43.1	474,902	413,511	61,391	係の長及び係長級専門職（２級）
事 務 主 任		38.7	407,754	350,846	56,908	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（１級、一部は２級）
事 務 係 員		36.7	405,396	345,867	59,529	（１級）
工 場 長		57.6	554,597	543,736	10,861	構成員50人以上の工場の長（４級）
技 術 部 長		51.4	682,313	668,305	14,008	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（４級）
技 術 部 次 長		51.1	614,433	588,208	26,225	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（４級）
技 術 課 長		47.9	582,799	554,215	28,584	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（３級）
技 術 課 長 代 理		47.4	523,490	452,064	71,426	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下４人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（３級）
技 術 係 長		41.8	457,368	387,498	69,870	係の長及び係長級専門職（２級）
技 術 主 任		37.0	413,589	355,734	57,855	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（１級、一部は２級）
技 術 係 員		32.9	368,243	319,937	48,306	（１級）